

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

平成31年4月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800180 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900001 号

第 1 結論

昭和 61 年*月から昭和 63 年 3 月までの請求期間及び昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 41 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 61 年*月から昭和 63 年 3 月まで

② 昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月まで

私は、請求期間当時、学生であったが、国民年金保険料が未納となっているという納付書が届いた。「学生で収入がないのに保険料を払うのはおかしい。」と疑問を抱きながら、母親が約 20 万円ずつをまとめて 2 回ぐらい納付してくれた。請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳払出補助簿、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 5 月 2 日付けで A 市へ一括で払い出された番号のうちの一つであり、同市の国民年金手帳交付簿の届出年月日から、請求者の国民年金の加入手続は、平成 3 年 4 月 30 日に行われ、その際に、昭和 63 年 4 月 1 日まで遡って国民年金第 1 号被保険者（強制加入）として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、この国民年金手帳記号番号に基づき、請求者の資格取得に係る事務処理については、A 市においては同市の回答から平成 3 年 5 月 9 日付けで行われたものと思われ、社会保険事務所（当時）においては平成 3 年 7 月 3 日付けで行われていることが確認できる。

請求期間①は*か月、請求期間②は 14 か月といずれも比較的短期間であり、請求期間②後の国民年金加入期間の保険料については、全て納付されており、母親は、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる上、請求期間②直後の保険料については、過年度保険料として納付されていることから、母親が請求者に係る保険料の未納の解消に努めていたことがうかがわれる。

また、上述の加入手続が行われた平成 3 年 4 月 30 日を基準とすると、請求期間②のうち、平成元年 3 月から同年 5 月までの保険料を過年度保険料として納付す

ることが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②に関する国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、請求者によると、母親がA市から届いた納付書により、請求者が学生の時と卒業（平成元年3月）してからの2回ほど20万円ぐらいずつを納付してくれた旨を、当時、母親から聞いたとしており、母親自身の記憶も一緒であると陳述しているところ、請求者及び母親は、保険料納付の前提となる国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付対象期間についての記憶は明確ではないことから、請求者の請求期間①及び②における加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求期間①及び②当時の制度においては、原則として、加入手続が行われた際に被保険者に対して国民年金手帳記号番号が付番され、当該被保険者は、その番号に基づいて保険料を納付する取扱いであったところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の平成3年4月30日に行われた加入手続の際に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、A市の請求者に係る年金記録を見ると、個人基本情報の資格欄には、「異動日 昭63.4.1」「届出日 平3.4.30」「年金状況 1号取得」「事由 加入漏れ」とされており、メッセージ一覧の内容欄には、「S63.3大学卒業で加入」と表示されていることが確認できる。このため、請求者は、昭和63年3月に大学を卒業したこととされ、翌月の昭和63年4月1日に国民年金第1号被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものと考えられる。これらのことから、請求者は、請求期間①において、国民年金に未加入であり、未加入である請求者に対して、保険料を納付するための国民年金に関する納付書が発行され、送付されていたとは考え難いことから、母親が、請求期間①の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、上述のとおり、請求期間②のうち、平成元年3月から同年5月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者によると、納付書を作成してもらったことはなく、送付された納付書により母親が納付した旨陳述しているところ、過年度保険料の納付書は、原則、社会保険事務所において作成、交付されることから、請求者に係る被保険者資格を取得する事務処理が行われた平成3年7月3日以降に過年度保険料の納付書が作成されたものと考えられる。このため、この事務処理が行われた日を基準とすると、請求期間②の保険料については、既に2年の時効が成立しており、母親が、請求期間②の保険料を過年度保険料として遡って納付することはできなかったものと考えられる。

その上、請求者は、学生の時と卒業してからの2回ほど母親が20万円ぐらいずつを納付してくれた旨を、当時、母親から聞いたとしているところ、オンライン記録及びA市の請求者に係る年金記録の納付情報によると、平成元年6月から平成3年3月までの保険料が過年度保険料として納付されており、当該期間に係る保険料額は、18万800円であり、請求者の陳述する金額と近似していることが

ら、請求者が卒業後に母親が納付したとする保険料の記憶は、このことを指している可能性も否定できない上、上述のとおり、請求期間①は国民年金に未加入であり、請求者の加入手続が行われた平成3年4月30日を基準とすると、請求期間②当時において国民年金に未加入であったため、請求者が学生であった時に、母親が保険料を納付することはできない。

このほか、A市の請求者に係る年金記録の納付情報においても、オンライン記録と同様、請求期間①及び②の保険料が納付された形跡は見当たらず、母親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。